

参 考 資 料

○ 農作物共済

- I 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別・・・1
- II 引受方式の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- III 引受・支払の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- IV 引受方式別の引受組合等数及び引受面積（シェア）・・・・4

○ 園芸施設共済

- I 園芸施設共済の共済目的等による種別・・・・・・・・・・5
- II 施設区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- III 引受・支払の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- IV 共済金額に占める共済目的等による種別のシェア・・・・8
(平成19年度)

○ 家畜共済

- I 薬価の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- II 診療点数（往診点数）に関するガソリン価格の動向・・・・14

○ 農作物共済

I 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別

			共済目的の種類		
			水稻	陸稻	麦
農作物共済の 共済事故等による種別	一筆単位 引受方式 (昭和22年～)	①一般方式	○	○	○
		②病虫害事故除外方式	○	—	—
	半相殺農家 単位引受方式 (昭和47年～)	③一般方式	○	—	○
		④病虫害事故除外方式	○	—	—
	全相殺農家 単位引受方式 (昭和52年～)	⑤一般方式	○	—	○
		⑥病虫害事故除外方式	○	—	—
	品質方式 (平成16年～)		○	—	—
	災害収入共済方式 (平成12年～)		—	—	○

Ⅱ 引受方式の概要

引受方式	内 容
一筆単位引受方式	耕地一筆ごとの減収量(その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、基準収穫量に農家を選択した共済金支払開始損害割合(以下「支払開始割合」といいます。)を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下「一筆方式」といいます。) 支払開始割合 3 割を選択……基準収穫量の 7 割を補償 " 4 割を選択…… " 6 割を補償 " 5 割を選択…… " 5 割を補償
半相殺農家単位引受方式	農家の被害耕地に係る減収量の合計が、その農家の基準収穫量(その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計)に農家を選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下「半相殺方式」といいます。) 支払開始割合 2 割を選択……基準収穫量の 8 割を補償 " 3 割を選択…… " 7 割を補償 " 4 割を選択…… " 6 割を補償
全相殺農家単位引受方式	農家の減収量(その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、その農家の基準収穫量に農家を選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下「全相殺方式」といいます。) 支払開始割合 1 割を選択……基準収穫量の 9 割を補償 " 2 割を選択…… " 8 割を補償 " 3 割を選択…… " 7 割を補償
品質方式	農家ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が、基準生産金額に農家を選択した補償割合を乗じた金額を下回った場合に、共済金を支払います。
災害収入共済方式	補償割合 9 割を選択……生産金額が基準生産金額の 9 割を下回った時に補償 " 8 割を選択…… " 8 割 " " " 7 割を選択…… " 7 割 "

病虫害事故除外方式

水稻共済の一筆単位引受方式、半相殺農家単位引受方式、全相殺農家単位引受方式の各引受方式において、一定の病虫害を共済事故から除外し、その分を共済掛金から割引く方式。農林水産大臣指定地域で行われる。

Ⅲ 引受・支払の推移

年次	引受面積(万ha)			共済金額(億円)			共済金(億円)			金額被害率		
	水稻	陸稲	麦	水稻	陸稲	麦	水稻	陸稲	麦	水稻	陸稲	麦
57	202	1.0	24	20,181	37	1,044	674	4	75	3.3	11.3	7.2
58	203	0.9	25	20,568	35	1,097	648	4	174	3.1	10.1	15.8
59	207	0.8	26	21,136	31	1,130	67	9	121	0.3	27.8	10.7
60	209	0.7	26	22,098	30	1,156	188	5	50	0.9	15.2	4.4
61	206	0.7	27	21,911	27	1,230	184	2	66	0.8	7.7	5.4
62	193	0.7	29	20,484	28	1,365	215	2	143	1.0	7.8	10.5
63	189	0.6	30	19,017	24	1,351	952	3	90	5.0	13.3	6.7
1	188	0.5	31	18,094	19	1,306	90	1	82	0.5	7.3	6.2
2	185	0.4	28	17,963	15	1,151	143	3	63	0.8	22.3	5.4
3	183	0.3	26	17,606	11	1,035	757	1	126	4.3	7.1	12.1
4	188	0.3	24	18,043	10	980	221	2	96	1.2	20.3	9.8
5	192	0.2	21	18,471	9	862	4,394	2	80	16.3 (23.8)	19.4	9.2
6	199	0.2	17	19,187	9	742	119	3	52	0.6	33.9	7.0
7	191	0.2	17	18,522	7	725	149	1	187	0.8	15.6	25.8
8	177	0.1	17	17,316	4	717	60	2	154	0.3	40.8	21.5
9	176	0.1	17	17,074	3	693	58	0.2	63	0.3	6.6	9.0
10	162	0.1	17	15,635	3	722	247	0.2	90	1.6	8.1	12.4
11	161	0.1	18	15,356	2	782	217	0.4	102	1.4	15.3	13.0
12	159	0.1	19	14,990	2	823	29	0.1	65	0.2	6.7	7.9
13	153	0.04	21	13,997	2	934	59	1	66	0.4	55.1	7.1
14	152	0.04	23	13,539	1	989	92	0.2	67	0.7	16.9	6.8
15	150	0.03	23	12,523	1	1,009	990	0.1	67	7.9	8.8	6.6
16	154	0.03	23	12,829	1	1,024	350	0.3	38	2.7	22.7	3.7
17	154	0.03	23	12,951	1	1,082	55	0.1	48	0.4	5.4	4.4
18	153	0.02	24	12,787	1	1,141	207	0.1	89	1.6	4.5	7.8
19	151	0.02	25	12,348	1	638	73	0.1	21	0.6	8.1	3.4

(注) 平成5年産水稻の()値は、「著しく異常な災害に係る部分」を含んだ金額被害率である。

共 済 金 額 = 共済金の支払限度額

共 済 掛 金 = 共済関係で農家が支出する金額(うち、約5割は国庫が負担)

共 済 金 = 一定以上の共済事故が発生した際、農家が受け取る金額

Ⅳ 引受方式別の引受組合等数及び引受面積（シェア）

共済目的	引受方式		引受割合	18年産			19年産			20年産		
				実施県数	引受組合等数	引受面積 (シェア)	実施県数	引受組合等数	引受面積 (シェア)	実施県数	引受組合等数	引受面積 (シェア)
水稲	一筆	一般	70	47	268	121万ha (79.6%)	47	260	119万ha (79.3%)	47	258	117万ha (78.9%)
			60		73			71			74	
			50		80			82			105	
		事故除外	70		10			8			8	
			60		1			1			1	
			50		—			1			4	
	半相殺	一般	80		64	17万ha (11.2%)		67	16万ha (10.7%)		70	16万ha (10.6%)
			70		16			16			20	
			60		17			16			20	
		事故除外	80		1			1			1	
			70		—			—			—	
			60		—			—			—	
	全相殺	一般	90		39	13万ha (8.5%)		53	13万ha (8.7%)		58	13万ha (8.9%)
			80		10			9			12	
			70		8			6			8	
		事故除外	90		3			2			2	
			80		—			—			—	
			70		—			—			—	
	品質		90		38	1.1万ha (0.7%)		44	2.0万ha (1.3%)		45	2.0万ha (1.6%)
			80		10			9			8	
			70		3			3			3	
陸稲	一筆	70	9	26	209ha (100%)	9	24	152ha (100%)	8	22	145ha (100%)	
		60		2			1			—		
		50		1			1			1		
麦	一筆	70	43	132	24千ha (10.1%)	43	116	19千ha (7.7%)	43	115	18千ha (7.0%)	
		60		4			2			6		
		50		9			9			16		
	半相殺	80		9	0.2千ha (0.1%)		12	0.2千ha (0.1%)		10	0.3千ha (0.1%)	
		70		—			—			—		
		60		—			—			—		
	全相殺	90		26	65千ha (27.4%)		30	54千ha (21.7%)		29	41千ha (16.2%)	
		80		—			—			—		
		70		1			—			—		
	災害収入	90		112	148千ha (62.4%)		142	175千ha (70.5%)		147	192千ha (76.7%)	
		80		6			5			6		
		70		5			3			4		

○ 園芸施設共済

I 園芸施設共済の共済目的等による種別

1 共済目的の種類

(1) 特定園芸施設

施設園芸用施設のうち、その内部で農作物を栽培するためのガラス室及びプラスチックハウス並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設。

(2) 附帯施設

特定園芸施設とともに施設内農作物の栽培の用に供される施設。

(例) かん水・排水施設、換気施設、暖房施設

(3) 施設内農作物

特定園芸施設を用いて栽培される農作物。ただし、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に加入している農作物、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される農作物、通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがある農作物並びに育苗中の農作物は、いずれも除かれる。

2 引受方式の概要

(1) 一般方式

特定園芸施設、附帯施設及び施設内農作物を補償対象とするもの。

(2) 事故除外方式

特定園芸施設、附帯施設及び施設内農作物を補償対象とするもの。ただし、施設内農作物の共済事故のうち病虫害事故を除外したもの。

(3) その他

特定園芸施設及び附帯施設を補償対象とするもの。

(4) 特定園芸施設撤去費用補償方式

プラスチックⅠ、Ⅱ及びⅦ類を除く特定園芸施設の撤去費用を補償対象とするもの。上記(1)～(3)の種別ごとに加入者が選択する。

Ⅱ 施設区分（10区分）

特定園芸施設の区分		区分の標準
ガラス室	I類	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
	Ⅱ類	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
プラスチックハウス	I類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
	Ⅱ類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
	Ⅲ類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲及びプラスチックハウスⅣ類乙以外のもの
	Ⅳ類甲	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm^3 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙及びプラスチックハウスⅤ類以外のもの
	Ⅳ類乙	主としてプラスチックフィルム（耐風速 50m/s 以上又は耐雪荷重 50kg/m^2 以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm^3 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類以外のもの
	Ⅴ類	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂版により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速 50m/s 以上又は耐雪荷重 50kg/m^2 以上の強度を有するもの
	Ⅵ類	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの
	Ⅶ類	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設

Ⅲ 引受・支払の推移

項目 年度	引受面積 (ha)	引受棟数 (棟)			共済金額 (億円)	共済金 (億円)	金 額 被害率 (%)	収支率
			ガラス室 (%)	プラスチック ハウス (%)				
57	9,769	245,878	10.0	90.0	2,244	30.0	1.570	0.90
58	10,545	266,175	9.5	90.5	2,376	36.9	1.846	1.02
59	11,372	288,893	8.7	91.3	2,455	15.7	0.760	0.42
60	12,304	314,208	7.8	92.2	2,536	37.8	1.781	0.96
61	13,345	347,337	7.2	92.8	2,697	18.2	0.816	0.44
62	14,580	391,505	6.4	93.6	2,841	36.4	1.552	0.83
63	16,057	439,086	5.7	94.3	2,990	18.6	0.760	0.40
元	17,318	476,432	5.3	94.7	3,124	27.0	1.067	0.55
2	18,752	519,110	4.9	95.1	3,314	45.5	1.717	0.85
3	20,151	560,160	4.4	95.6	3,537	136.4	4.849	2.30
4	21,888	611,417	4.1	95.9	4,081	34.4	1.072	0.53
5	22,516	637,494	3.9	96.1	4,110	72.9	2.135	1.10
6	23,436	673,441	3.6	96.4	4,314	35.5	1.007	0.51
7	23,679	687,952	3.5	96.5	4,257	43.1	1.207	0.58
8	24,215	703,263	3.3	96.7	4,267	48.9	1.359	0.67
9	24,405	708,327	3.3	96.7	4,270	44.5	1.237	0.62
10	24,563	710,578	3.2	96.8	4,260	59.2	1.588	0.83
11	24,625	713,592	3.1	96.9	4,312	81.6	2.140	1.13
12	24,586	714,076	3.1	96.9	4,291	33.9	0.940	0.50
13	24,578	710,841	3.0	97.0	4,282	24.9	0.680	0.37
14	24,521	705,399	3.0	97.0	4,245	40.3	1.103	0.61
15	24,802	710,892	2.9	97.1	4,325	33.1	0.908	0.55
16	25,218	720,248	2.8	97.2	4,594	144.3	3.770	2.38
17	25,755	732,444	2.7	97.3	4,618	38.4	0.969	0.63
18	25,515	719,129	2.6	97.4	4,563	36.5	0.928	0.59
19	25,308	703,548	2.6	97.4	4,442	26.8	0.690	0.44
20 (11月末)	14,662	365,633	3.8	96.2	3,061	11.5		

(注) 平成20年度は、平成20年11月末時点における数値である。

共 済 金 額 = 共済金の支払限度額

共 済 掛 金 = 共済関係で農家が支出する金額（うち、5割を国庫が負担）

共 済 金 = 一定以上の共済事故が発生した際、農家が受け取る金額

収 支 率 = 共済金／共済掛金

Ⅳ 共済金額に占める共済目的等による種別のシェア（平成19年度）

施設区分 項目			共済金額の 実績、シェア (金額：百万円)	共済目的等による種別のシェア			共済目的別のシェア		
				一般 方式	事故除外 方 式	その他	特定園芸 施設・ 附帯施設	施設内 農作物	撤去 費用
ガラス室	Ⅰ類	撤去 無	218,492 (0.0%)	20.6%	7.3%	72.1%	91.5%	8.5%	
		〃 有	188,912 (0.0%)	37.3%	27.7%	35.0%	64.3%	16.9%	18.9%
	Ⅱ類	撤去 無	20,983,075 (4.7%)	35.4%	8.3%	56.3%	89.9%	10.1%	
		〃 有	50,270,687 (11.3%)	41.0%	35.9%	23.1%	77.2%	11.8%	11.1%
プラスチックハウスの	Ⅰ類		2,892,326 (0.7%)	79.9%	8.9%	11.2%	53.5%	46.5%	
	Ⅱ類		121,055,696 (27.3%)	11.5%	8.4%	80.1%	89.6%	10.4%	
	Ⅲ類	撤去 無	38,930,636 (8.8%)	26.8%	12.9%	60.4%	80.6%	19.4%	
		〃 有	61,913,547 (13.9%)	46.1%	9.4%	44.5%	52.0%	21.0%	27.0%
	Ⅳ甲	撤去 無	31,556,617 (7.1%)	22.0%	7.9%	70.1%	88.9%	11.1%	
		〃 有	34,744,730 (7.8%)	43.6%	17.4%	39.0%	66.4%	17.0%	16.6%
	Ⅳ乙	撤去 無	21,487,900 (4.8%)	23.6%	3.4%	73.0%	91.9%	8.1%	
		〃 有	26,689,540 (6.0%)	38.3%	24.9%	36.8%	76.0%	12.7%	11.3%
	Ⅴ類	撤去 無	14,238,567 (3.2%)	17.0%	3.4%	79.5%	94.8%	5.2%	
		〃 有	9,726,368 (2.2%)	23.1%	15.2%	61.7%	81.1%	7.6%	11.3%
ス	Ⅵ類	撤去 無	8,081,295 (1.8%)	2.6%	2.7%	94.8%	97.1%	2.9%	
		〃 有	71,795 (0.0%)	0.5%	15.5%	84.0%	57.8%	8.2%	33.9%
	Ⅶ類		1,188,088 (0.3%)	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	
合計			444,238,271 (100.0%)	28.3%	13.3%	58.4%	79.5%	13.3%	7.2%

注1) 施設区分欄に「撤去」とあるのは、特定園芸施設撤去費用補償方式、また、Ⅳ甲とあるのはⅣ類甲をⅣ乙とあるのはⅣ類乙をそれぞれ表している。

注2) ラウンドの関係で、合計が一致しないものがある。

○ 家畜共済

I 薬 価 の 算 定 方 法

家畜共済における病傷給付の適正化に資するため家畜診療施設を対象に行った医薬品の購入実態調査（以下「購入実態調査」という。）及び製薬会社を対象に行った収載希望医薬品調査（以下「収載希望調査」という。）の結果をもとに、以下により薬価の算定を行う。

1 購入実態調査による購入施設数が5カ所以上の医薬品（参考1）

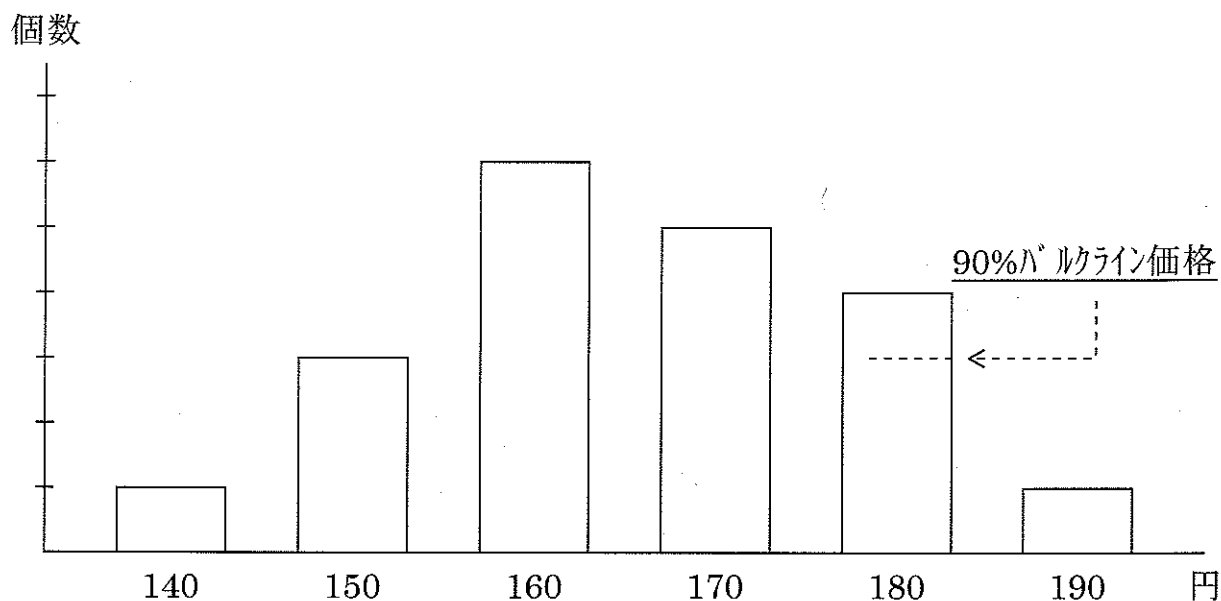
当該医薬品の購入価格の90%バルクライン価格を薬価とする。90%バルクライン価格とは、同一の医薬品5カ所以上の施設で購入され、その合計数量が100個であった場合、購入単価の安い方から順に並べ、購入数量が90個目（90%目）の価格をいう。

（例）医薬品Aの購入実態調査結果

購入施設	a		b		c		d	e	
購入単価	150	160	170	180	140	160	180	190	170
購入数量	15	20	15	15	5	10	5	5	10

- ・安い価格のものから順番に並べ、累積数量が90個目のものが含まれる区分の価格(90%バルクライン価格)が薬価となる

購入価格	購入数量	累積数量	
140 円	5 個		
150	15	20 個	
160	30	50	
170	25	75	
180	20	95	←----- 90%バルクライン価格
190	5	100	従って、180円が薬価となる



2 購入実態調査による購入施設数が2カ所以上4カ所以下の医薬品

- (1) 当該医薬品の平均購入価格に、収載希望のあった全医薬品のうち1に該当する医薬品ごとの平均購入価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値（以下の表の①の値）を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

例えば購入施設数3カ所のE社c医薬品（平均購入価格420円）の場合、以下のようにして算出した①の値を、平均購入単価に乗じて求められる449円が薬価となる。

$$\text{平均購入価格} 420 \text{ 円} \times \frac{1.07}{\text{別表①}} = 449 \text{ 円}$$

会社名	品名	購入施設数	平均購入価格 ①	90%バルクライン価格 ②	②／①
A社	a	21	110 円	115 円	1.05
	b	6	210	215	1.02
B社	c	9	420	462	1.10
C社	d	35	390	441	1.13
D社	e	6	570	602	1.06
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
平 均					1.07 ← ①

- (2) なお、1に該当する医薬品が3品目以上である会社の医薬品については、上記(1)の方法ではなく、当該会社の医薬品ごとの平均購入価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

例えば購入施設数2カ所のE社a医薬品（平均購入価格300円）の場合、以下のようにして算出した㊸の値を、平均購入単価に乗じて求められた336円が薬価となる。

$$\text{平均購入価格 } 300 \text{ 円} \times \underbrace{1.12}_{\text{㊸の値}} = 336 \text{ 円}$$

会社名	品名	購入施設数	平均購入価格 ①	90%バルクライン 価格 ③	③/①
E 社	f	20	300 円	306 円	1.02
	g	6	130	148	1.14
	h	10	230	242	1.05
	i	28	250	267	1.07
	j	43	470	540	1.15
平 均					1.12 ←㊸

3 購入実態調査による購入施設数が1カ所以下の医薬品（参考3）

- (1) 収載希望調査で把握した製薬会社の獣医師向け希望小売価格（以下「獣医師向け価格」という。）に、収載希望のあった全医薬品のうち1に該当する医薬品ごとの獣医師向け価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

例えば購入施設数1カ所のE社c医薬品（獣医師向け価格450円）の場合、以下のようにして算出した㊹の値を、獣医師向け価格450円に乗じて求められた428円が薬価となる。

$$\text{獣医師向け価格 } 450 \text{ 円} \times \underbrace{0.95}_{\text{別表㊹}} = 428 \text{ 円}$$

会社名	品名	購入 施設数	平均購 入価格 ①	獣医師 向け 価格 ②	90%バ ^ル ク ライ ン 価格 ③	③／②
A社	a	21	110 円	120 円	115 円	0.96
	b	6	210	230	215	0.93
B社	c	3	420	480	462	0.96
C社	d	1	390	450	441	0.98
D社	e	6	570	620	602	0.97
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
平 均						0.95 ← ㉞

- (2) 1に該当する医薬品が3品目以上である会社の医薬品については、上記(1)の平均して得た値に代えて当該会社の1に該当する医薬品ごとの獣医師向け価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

例えば購入施設数1カ所のE社a医薬品（獣医師向け価格270円）の場合、以下のようにして算出した㉞の値を、270円に乘じて求められた248円が薬価となる。

$$\text{獣医師向け価格 } 270 \text{ 円} \times \underbrace{0.92}_{\text{別表㉞}} = 248 \text{ 円}$$

会社名	品名	購入 施設数	平 均 購 入 価 格 ①	獣 医 師 向 け 価 格 ②	90%バ ^ル ク ラ イ ン 価 格 ③	③／②
E社	f	2	300 円	320 円	308 円	0.96
	g	6	130	150	148	0.99
	h	1	230	270	250	0.93
	i	28	250	300	267	0.89
	j	43	470	600	540	0.90
平 均						0.92 ← ㉞

注) 該当する医薬品のうち包装単位が複数あるものについては、購入実態調査で最も購入施設数の多い包装単位により薬価を算定する。

例)

品 名	包装単位	購入 箇所	平 均 購入価格 ①	申請価格 ②	バ ル ク ラ イ ン 価格 ③	...
甲	50mL × 10 管	5	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
	50mL × 20 管	20	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
	50mL × 50 管	8	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX

- 4 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定に基づき診療報酬の算定方法の規定により定められた使用薬剤の薬価（薬価基準）に収載されている医薬品

薬価基準による価格を薬価とする。

Ⅱ 診療点数（往診点数）に関するガソリン価格の動向

1 診療点数へのガソリン価格の反映

平成20年4月から適用している診療点数における往診点数は、昨年1月の共済部会で調査審議の上決定されたものであるが、その算定に当たっては、直近3年のガソリン価格の平均値である131円（17年124円、18年135円、19年（1～9月）135円）が反映されている。

年	平13	14	15	16	17	18	19
1L当たり 価格 (円)	107	103	105	112	124	135	139

資料：農村物価統計調査

(注)19年度12月の小委員会の検討時には、17年(124円)、18年(135円)、19年1月～9月(135円)の価格を平均した131円を用いて往診費を検討した。

2 平成20年のガソリン価格の推移

20年のガソリン価格の変動を見ると、ガソリン税の暫定税率が適用されなかった4月を除いて、1月から8月までは上昇傾向で推移したが、それ以降急落してきており、12月には118円まで下落している。

20年のガソリン価格の推移

月	1	2	3	4	5	6
1L当たり 価格 (円)	154	152	153	131	160	172
	154	153	153	131	160	173
月	7	8	9	10	11	12
1L当たり 価格 (円)	181	182	173	158	132	
	182	185	174	163	136	118

(資料)上段：「農業物価統計調査」

下段：(財)日本エネルギー研究所石油情報センター月次調査

3 診療点数の見直し

以上のような状況を踏まえ、3年ごとに見直している診療点数（往診点数）を臨時的に見直すことは見送ることとする。